

平成18年9月5日

各 位

会社名 三菱瓦斯化学株式会社  
(コード番号: 4182 東・大・名証第一部)  
代表者名 取締役社長 小高 英紀  
問合せ先 広報 I R 部長 佐藤 康弘  
(Tel : 03-3283-5041)

## 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成18年9月5日開催の当社取締役会において決議いたしました2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行に関し、発行条件等について決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 本新株予約権に関する事項

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
転換価額	<u>1,966 円</u>
(参考)	
発行条件決定日（平成18年9月5日）における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価（終値）	<u>1,285 円</u>
ロ. アップ率 $[\{(転換価額)/(株価(終値)) - 1\} \times 100]$	<u>53.0 %</u>
2. 株式を発行する場合における増加する資本金の額	<u>1 株につき 985 円</u>

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(ご 参 考) 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- |  |   |
|--|---|
| (1) 本 社 債 の 発 行 総 額<br>( 額 面 金 額 総 額 ) | 200億円並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額   |
| (2) 発 行 決 議 日                          | 2006年9月5日   |
| (3) 本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日               | 2006年9月21日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)  |
| (4) 本新株予約権を行使することができる期間                | 2006年10月5日から2011年9月7日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時(行使請求地時間)までとする。但し、(A)当社が当社の選択により本社債を繰上償還する場合(繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。)には、償還日の東京における3営業日前の日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時(行使請求地時間)後、(B)買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時より後、又は、(C)当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日後は、それぞれ、本新株予約権を行使することはできないものとする。<br>但し、(x)いかなる場合も2011年9月7日より後は本新株予約権を行使することはできないものとし、また、(y)当社が組織再編行為を実行するために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、本新株予約権は、当社が定める期間(かかる期間は、30日を超えることはできず、当該組織再編行為の効力発生日の14日後の日以前に終了するものとする。)は行使することができないものとする。当社は、本新株予約権付社債所持人及び受託会社に対して、上記(y)記載の本新株予約権の行使の停止を決定した旨及び停止期間を、当該停止期間が開始する30日以上前に通知するものとする。 |
| (5) 償 還 期 限                            | 2011年9月21日  |

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。